

※個人電話番号は削除しています

# PDF 版



令和3年5月8日

町内会だより

# 『まめど』

# 5 月号

大豆戸町内会 ☎ (718) 6558 FAX (718) 6548  
菊名七丁目8番8号

発行責任者：大豆戸町内会  
会長 吉田 亙  
副会長 福崎 克代  
〃 田口 司  
〃 牧野 竜一

## 自転車も乗れば車の仲間入り

### 自転車の運転ルール守りましょう！

◎横断歩道の横に右のような自転車横断帯がある場合、自転車に乗って通行できます。ただし、その横断帯を歩行者が歩いている場合、自転車は降りて渡らなければなりません。

もしも、自転車横断帯を自転車に乗って歩行者と接触事故を起こした場合、自転車側が悪くなります。自転車横断帯でも歩道と同じく、常に歩行者が優先になります。

◎自転車は、車道が原則ですが、例外があります。

それは、右の標識がある歩道を通行するとき。

または、13歳未満の子供と70歳以上の高齢者などが運転する自転車も歩道を通行できます。

さらに、交通量が多く車道通行が危険な場合も歩道通行ができますが、どの場合も「歩行者が優先」です。

歩行者の横を猛スピードで通行したり、ベルを鳴らして歩行者をよけさせたりする行為はマナー違反です。

◎雨に濡れたくないから、傘を差して自転車を運転した。

実は、これは違反となります。平成23年5月の道路交通法の改正により、運転中の携帯電話などと同様に罰金の対象となりました。実際に傘をさして自転車同士でぶつかり相手側を骨折させたとして、多額の損害賠償(505万円)を支払ったケースもあります。

傘を差しながらの運転、携帯電話をしながらの片手運転、イヤホンなどで音楽を聴きながらの運転は絶対にやめましょう。

◎自転車も自動車とおなじ車両とみなされます。つまり飲酒して自転車に乗れば、自転車でも捕まります。その場合、5年以下の懲役か、100万円以下の罰金が科せられます。また、飲酒運転で人身事故を起こした場合などは、なおさらです。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を自転車でも必ず守りましょう。



今月は、九都県市一斉「自転車マナーアップ強化月間」です。自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を目的として行われます。

- ・強化月間のスローガン:「自転車も 乗れば車の仲間入り」
- ・重点項目:①自転車交通ルールの遵守とマナーの向上  
②自転車保険加入と点検整備の促進
- ・実施期間:令和3年5月1日(土)~31日(月)の1ヶ月間。



### 自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
- ④ 交通安全ルールを守る
- ⑤ 子供(13歳未満)はヘルメットを着用



道路交法施行令の一部改正により悪質自転車運転者に安全講習の義務化になりました。(平成27年6月1日施行)

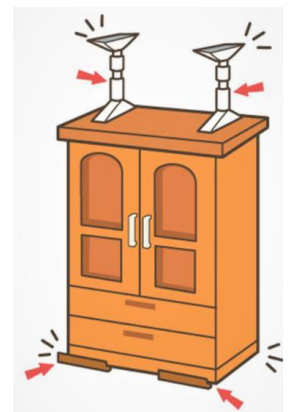
信号無視・酒酔い運転など14項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることとなります。

## 1 家具の転倒防止対策助成事業のご案内について(市・地域防災課)

横浜市では、家具の転倒防止対策の支援をするため、転倒防止器具の取り付けを無料で代行します。(ただし器具代は申請者のご負担となります。)  
令和3年度第1次(4月1日~7月30日)先着400件までの受付。  
但し、過去にこの事業を利用して取付された方は、再度お申し込みできません。)

対象者(同居者全員が①~⑥のいずれかであること)

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下



申込方法

- ① 電話による申し込み  
NPO 法人横浜市まちづくりセンター ☎045-262-0667(受付時間:平日10時~16時)
- ② 電子申請による申し込み ホームページから

横浜市 家具転倒防止対策 [検索](#)

## 2 令和2年度の燃やすごみ量実績(速報値)について(市・資源循環局より)

港北区の令和2年度の燃やすごみ量の状況についてお知らせします。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響で、家で過ごす時間が増えたこと等により、令和2年度の燃やすごみ量は、前年同期と比べて増加しました。

令和3年度においては、安定した確実な廃棄物処理の確保を優先とするため、各区の目標数値を設定しませんが、引き続き、ごみの分別はもとより、食品ロスの削減、生ごみの水切りなど、ごみ減量の取組及び3R夢プランの推進にご協力をお願いします。

### ○家庭系燃やすごみ量

(単位:トン)

2年度	目標	実績	増(▲)減	増減率
港北区	47,728	50,000	2,272	4.8%

2年度	目標	実績	増(▲)減	増減率
全市	537,548	566,576	29,028	5.4%

### ◎ごみ集積場でのトラブルが発生中です！

ゴミネットを使用している集積場でのカラスによるゴミ散乱の被害等が目立っています。被害を防ぐためには、ごみを収集日の当日の朝に明るくなってから出す、ごみは必ず分別をしてごみ袋をしっかりと締め、決められ収集日に出すルールとマナーを守って集積場を荒らされないようにしましょう。

カラスは嗅覚より視覚がすぐれている鳥です、一度エサがあると認識した場所へは繰り返し飛来してエサをあさる習性があります。

ごみを出すときはゴミネットの中に入れ、しっかりとゴミネットをかぶせて散乱防止につとめましょう。

## 3 楽しく健康づくり教室/太極拳教室開催のお知らせ(保健活動推進部より)

毎月、保健活動推進部が中心となっておこなっています。どなたでも参加できます。(コロナウイルスの影響により変更になる場合があります)  
参加希望の方は保健活動推進部までご連絡ください。

### 【楽しく健康づくり体操教室】

(飲み物、上履き、汗拭きタオル、マスクは各自ご持参ください)

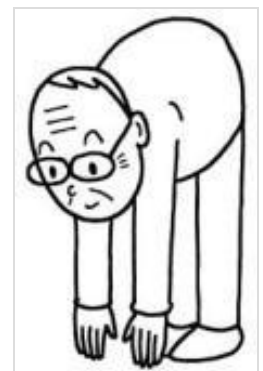
- ① 日時 令和3年5月27日(木)13:00~14:00
- ② 場所 大豆戸地域ケアプラザ(2階)多目的ホール
- ③ 内容 リズム体操、体幹トレーニング、認知症予防運動

### 【太極拳教室】

(飲み物、上履き、汗拭きタオル、マスクは各自ご持参ください)

- ① 日時 令和3年5月24日(月)10:00~11:30  
令和3年6月7日(月)10:00~11:30
- ② 場所 大豆戸地域ケアプラザ(2階)多目的ホール
- ③ 内容 手軽に簡単にできる太極拳です。

◎問合せ 保健活動推進部 部長 藤井 みどり



#### 4 (再)大豆戸町内会ホームページ開設のお知らせ(町内会より)

このたび4月10日より開設をいたしました「大豆戸町内会ホームページ」のURL・QRコードのご案内をいたします。

いつでも「まめどだより電子版」が閲覧できます、また町内会が主催する行事に関するお知らせの掲載を随時おこないます。

\* URL <https://mamedo.yokohama/>

\* 右のQRコードをスマートフォンで読み取るとご覧になれます。



#### 5 資源集団回収の奨励金のお知らせ(環境事業推進部より)

町内会員の皆様に毎月ご協力いただいている資源集団回収の3月分の奨励金は、**50,190円**です。入金された貴重な奨励金は、町内会のために利用させていただきます。今後も皆様のご協力をお願いいたします。

◎問合せ 環境事業推進部 部長 椎橋トヨ子



#### 6 よこはまぐらしナビ “月次相談レポート”(市消費生活総合センターより)

「無料で点検します」にご注意を！ ～屋根工事の契約～

「無料で点検します」といって事業者が訪問してきたので了承したところ、屋根工事を契約させられた という相談が増えています。巧みな言葉で関心を引き、勧誘していきます。

(例) ・近所で工事をするので挨拶にきました  
・このままでは雨漏りする  
・屋根の損壊は保険を使って直せます  
必要なればきっぱり断りましょう。



困ったときは相談を！お互いに一声かけて見守りを！

◎消費生活相談窓口 ☎845-6666 平日 9:00～18:00 土曜・日曜 9:00～16:45

◎ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp/>

○消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター

検索 

#### 7 車椅子の無料貸出をします(防災部より)

防災部では、災害時のため防災対策費より車椅子を5台購入し防災備蓄庫に保管しています。

この度、備蓄品の有効利用を考え車椅子の無料貸出を実施しています。車椅子を利用ご希望の方は下記、防災部までご連絡ください。

\* 貸出条件:大豆戸町内会員であること。



貸出期間は、2週間を基本貸出期間とします。

利用する方の組番号、住所、氏名、電話番号が必要です

◎問合せ 防災部 部長 片岡 博彰

## 8 ご不幸のお知らせ(町内会より)

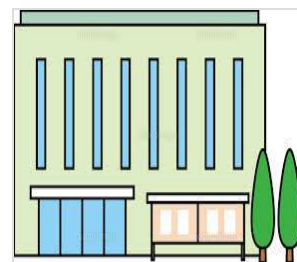
※個人情報を含むため、電子版では掲載を割愛しています。

## 9 町内会館休館のお知らせ(町内会より)

◎会館利用の中止期間の延期

令和3年6月30日(水)までを利用中止期間といたします。

横浜市では県の方針に基づき「4月20日～5月11日」まで新型コロナウイルスまん延防止措置を実施しております。これにより感染拡大が少しでも抑えられるように、さまざまな自粛をみなさんもおこなわれていると思います。・うつさない・うつらない の感染予防の観点にもとづき、もうしばらく状況を見させていただくことといたしました。どうかご理解をよろしくお願いいたします。



尚、会館は従来通り役員が交代で管理をしています。

- ・在席時間 10:00～13:00(休館日は毎週水曜・祝日・夏季および年末年始)
- ・電話対応 在席時間は当番が対応いたします、それ以外の時間は留守番電話にメッセージをお願いいたします。メッセージを残される際には必ず、氏名とご連絡先をお願いいたします。役員よりなるべく早めにご連絡をいたします。

## 10 組長さんへ常会について(町内会より)

6月の常会は中止とします。回覧資料の配布は下記の通りでおこないます。

令和3年6月12日(土) 13時～17時

6月13日(日) 10時～15時

6月14日(月) 10時～15時

ご都合の良い時間に会館へお越してください。7月の常会については「まめど」6月号でお知らせします。

◎問合せ 大豆戸町内会 副会長 福崎 克代